

第3回環境被害に関する国際フォーラム

セッション2 問題解決に向けて

中国の環境被害と環境政策

チョウ ギョクリン*

南京大学教授

水汚染と「癌の村」の拡がり

チョウ ギョクリン（張 玉林）と申します。この場を借りて、熊本学園大学の先生たちに感謝を申し上げます。私にとっては、非常に貴重な勉強と交流のチャンスだと思っています。私が報告する内容は、「中国の環境被害と環境政策」です。ちょっと恥ずかしいことですが、環境被害について、中国ではちゃんと把握されてない、調査されてない。そして環境政策において、賠償と救済に限って言えば、もうごくわずかであります。

よく「癌の村」が報道されていますが、「癌の村」はマスコミ用語で、多様な癌をはじめ、消化器系、呼吸器系、神経系、胃腸病、皮膚病、脳血栓、半身不随、不妊、胎児死亡、奇形、知力低下など、様々な疾病の多発する村の俗称です。

「癌の村」は、主に2000年以降、マスコミの報道で知られるようになりましたが、実は1980年代前半に山西省の汾河（黄河の支流）流域に現れていることが、1990年代前半に河南省にある河南医科大学の劉先生による疫学的な調査で確認されています。報道によれば、「癌の村」は全国には300以上もあって、チベット以外の中国全土に点在している、ということになっています。

しかし、癌を中心とする疾病の多発は、常に村という“点”の範囲をこえて、数10、場合によっては100以上の村を越えて拡がる現象だと、私は認識しています。だから、県レベルあるいは地域レベルでとらえるべきだと思います。特に、地下水の汚染が深刻な淮河や海河流域の支流の沿岸に集中しています。地下水は飲用水源としてよく使われているのです。

*1965年生まれ。1985年山東大学文学部卒業、7年間ジャーナリストを務め、1992年に京都大学に留学、2000年に農学博士学位を取得後、帰国し、南京農業大学人文学部助教授を経て、2004年から南京大学社会学部教授。愛知大学国際中国学研究センター、京都大学人間環境学研究科、同志社大学グローバル化研究科の客員教授などを歴任。主な研究分野は中国の農村問題と環境問題、近年において文明の転換という視点から東アジア全般の農業・エネルギー・環境問題を捉えている。著書は『転換期中国の国家と農民（1978～1998）』（日本農林統計協会、2001）、『流動と瓦解——中国農村の変動とそのメカニズム』（中国社会科学出版社、2012）、他論文多数。

国の調査は限定的

先ほどフォ先生のスピーチでも触れられましたが、中国の衛生部にある、中国疾病予防コントロールセンター（CDC）が、2005年に実施した3つの県での調査によれば、5歳以上における癌の年間死亡率は10万人中で300人以上となっています。それは、それぞれ対照地域の4倍か3倍に相当します。

その後、その調査は淮河流域の14の県まで拡大して行われました。それによって、4つの支流の沿岸の8の県では、1970年代前半と比べて、消化器系癌死亡率の上昇幅は、全国平均の3倍から10倍の間になり、水の汚染による癌の新たな多発地域と判明しました。

しかし、私の目から見れば、その調査には限定的なところがあります。まずは、それは淮河流域に限定されていて、水の汚染が淮河流域以上に深刻になっている海河流域に及んでいないことです。しかも淮河流域全体ではなく、流域14県のみ調査です。2番目は、消化器系の癌に限定した調査であること、その他の様々な疾病に触れていないことです。3番目は、より具体的な原因の究明がひかえられていることです。責任追及も初めから除外されています。そして4番目は、調査の結果について長く秘密にされていたこと。調査の実施は2006年ですが、結果の一部が公表されたのは2013年になってからでした。

被害地域として、河北省北部の衛河（海河の支流）沿岸は10数県、河北省中南部には20以上の県、山東省の北部・西部には10数県が、そして黄土高原の一部である山西省の東部にも襄垣・黎城・平順3つの県が指摘できます。ちなみに、海河は川としては淮河より短いのですが、流域面積は、淮河が18万平方キロメートルなのに対して、海河はそれ以上の32万平方キロメートルであり、人口的には海河流域と淮河流域は同じぐらいです。

また、1980、90年代の報告ですが、石家荘から天津の灌漑水路沿岸にある426村で、1975年から1980年の間にガン・肺疾患などの発生率が19.5%、襄垣県では胃腸病・食道ガンの発生率がそれぞれ25%・1.5%、乳児死亡率が25%であったとのデータがあります。

私は、海河流域全てが深刻な被害地域だと推測しています。



図1 海河流域地図

鉛中毒

「癌の村」は、その被害を代表する状況を示した言葉ですが、重金属による汚染も指摘されています。ただ、これについては本格的な調査は行われておらず、どの重金属による汚染がより深刻であるかについては、専門家の間でも意見が分かれています。

2011年に重金属汚染コントロール重点エリアとして、14の省、138の地域が策定されています。被害者が様々な地域に存在していますが、中でも湖南省、特に湘江流域が目立っています。マスコミでは、カドミウム中毒と鉛中毒の2つが中心に報道されていますが、2004年から2013年に発生したカドミウム・鉛汚染事件は63件で、そのうち鉛汚染事件は44件とする報告もあります。

癌は「文明病」あるいは「長寿病」ともいわれ、病因は複雑です。一方で、鉛中毒の病因は鉛汚染であり、その汚染源の特定、特に農村地帯における特定は非常にしやすいのです。マスコミでは「原因は常に隣の汚染工場にある」と報道されています。

鉛中毒事件は2000年以降に頻発するようになりましたが、その原因は関連産業の急成長です。鉛の生産量は1990年から2011年までの21年間で14倍も増加しています。中国は2003年にアメリカを抜いて、世界一の鉛製錬の国となり、2011年には世界全体の生産量の47パーセントを占めました。そして、そのように膨大な鉛製錬をしながらも、工場の立地は無駄状態なのです。

私は一昨年、15省50県におよぶ40ケースを分析したのですが、そのほとんどは農村児童における鉛中毒で、「癌の村」と同じく、深刻な水汚染や土壌汚染が見られ、農業や生活の損害を伴っているということが明らかになりました。そのような状況は、特に河南省が目立っています。河南省は数年前に湖南省を抜いて、全国最大の鉛製錬の省になりました。中でも済源市は、全国の5分の1にあたる量の鉛を製錬している所ですが、2009年に1,000名以上の子供が中度か重度の鉛中毒と判明して、全国で最悪の鉛中毒事件となっています。

行政は鉛中毒の血液検査を制限しています。検査したらダメという場合もあり、政府が行った検査しか認めないという状況です。中毒の経過についても、隠蔽されていたり、ごまかしの説明がなされたりしています。そのために、明らかになっている鉛中毒被害や、賠償による救済は、ごく限定的なものに止まっています。

採炭による地質災害

石炭の採掘によるいわゆる「地質災害」も、中国では深刻な環境問題の1つです。世界全体の石炭の採掘量の半分以上は中国です。山西省は石炭の埋蔵量が全国の4分の1ほどで、採炭の歴史も長く1,000年以上になっています。採炭地として山西省-内モンゴル-陝西省は「黒い三角地帯」と呼ばれていますが、中でも山西省はずっと石炭の名産地なので、石炭採掘による被害がひどいのです。

山西省における採炭の歴史の中で、20世紀前半までの最大の採掘量は1942年の622万トンでした。それは主に旧日本軍が掘った量です。そして、それ以降から2015年までの採炭量は167億トンです。ちなみに、福岡県のある産炭地が100年間以上かけて掘った量は8億トン、またアメリカ全国での1年間の採炭量も同じく8億トンで、これは山西省の1年間の採掘量と同じくらいです。

利益優先の採炭で、労働者の安全は保証されていませんでした。採炭権の争奪や暴力事件が相次いで「血まみれの石炭」とも言われましたが、それに伴っての「地質災害」です。例えば、汾河と桑乾河は1年のうち270日から320日の間流れが絶えるなど、山西省の河川水、湧き水、井戸水が枯渇して、地盤沈下しました。家屋は崩れ、土地が使えなくなりました。それは20数年前、90年代の初めぐらいから「爆発期」に入りまして、2004年には、水源が破壊されている地域は2万平方キロメートルにも及びます。8,000以上の村に住む500万人近くが影響を受けています。2013年には、地下が空洞化した地域は5,000平方キロメートル。これは福岡県より広い範囲です。土地が陥落したところは4,000平方キロメートル。約3,000近くの村があり、230万人がその地域に住んでいます。「地質災害」は全省に点在しています。例えば大同の南にある村は廃墟になっています。人がひとりもいなくなっているのです。

これについては救済策がありますが、2005年から2014年までの間に、移住の大きなプロジェクトがありましたが、中途半端なところで終了となっています。現状では、半分以上の被害者が元の土地から移住しておらず、かつ、多くの移住先が地盤沈下で入居不能という状態だというのが、私の推測です。

いくつか事例を紹介しておきます。孝義市郝家寨村は、1970年代から3回も新しい居住地を建設しましたが、いずれも移住してからまもなく地盤沈下しました。2007年に4回目の移住計画がありましたが、村民に分配予定の住宅96軒のうち多くは、村の幹部より転売されてしまっています。また、古交市石佛岩村は、2002年には市当局より集団移住と決まったものの、2015年になっても移住先は未定のままでした。さらに孟県賈家溝村では、2007年から村の土地で露天採炭が行われ、2009年に新しい居住地の建設・移住を村長が決めましたが、新しい居住地は地盤沈下で廃墟化、旧来からの居住地は露天炭坑に脅かされています。

環境政策の転換 — 「生態文明システム」の樹立

次に「近年における政策の転換」について報告します。主に2013年を境に、環境政策の転換が図られました。それまでの30数年間、法律は机上のものでしかなく、罰せられても少額の罰金で終わるという状態でした。「政治経済一体化開発メカニズム」の下で政治権力と企業は癒着し、国策としての「環境保護」は常に「汚染保護」に代わるということになりました。その1例を挙げますと、2000年から2010年で判決が下された被害者の数は、少なくとも、その10倍以上になると思います。

2007年から「生態文明」と、非常に格好のいい言葉が使われています。これは2012年以降

「生態文明システム」の樹立に移行しています。そして2013年の11月に、中央政府は「源頭保護制度」「損害賠償制度」「責任追及制度」という3つの制度を、「生態文明システム」の柱として定めています。

その1番目の源頭保護制度については、2016年の5月までに、空気、水、土壌の汚染を抑制する行動計画を、それぞれ公表しています。専門家の間では高い評価を得ています。

2番目の損害賠償制度は、2015年12月から、吉林省でのテスト実施を経て、2017年の8月に、ようやくその改革案が公表されましたが、その適用範囲を生態破壊と環境汚染事件に限っていて、つまり人身傷害や個人と集団の財産損失に関わるものは除外されています。また、損害賠償の権利主体を、個人ではなく、省または地域レベルの政府に定めています。損害賠償請求はよく受理されていますが、今までで最高の罰金は、2013年2月に江蘇省泰州市の企業6社が使用済みの硫酸2万トン垂れ流したことに對して1億6,000万人民元、約26億円の支払いを命じた、2017年の最高裁判決です。

そして3番目の責任追及制度は、2011年の刑法改正で制定されました。2年後の最高裁による司法解釈で、「重大環境汚染事故罪」を「環境汚染罪」として、認定基準14項目を定めてから、今までよりたくさんの環境犯罪案件が審議されています。例えば、昨年9月までの3年半の間に、全国で7万件以上の案件が審議されていますが、私はその1割ぐらいが環境汚染犯罪だと推測しています。それに伴って2016年から、中央政府が「環境監督視察」というシステムを実施して、昨年未までに合計21万件の事件を摘発し、そして2万5,600人が問責処分を受けています。

「人間」への対応は未だ改善されていない

結論です。中国における「生態文明」の向上と、環境保護制度の整備については、評価されていますが、環境の中の「人間」に対する保護システムには、未だに大きな改善は見られません。「以人為本」（人間をもとにする）という理念は、依然としてスローガンに止まり、国家上層部からの保護・監督には明らかに限界があります。そして、最も重要なことは、社会に対する警戒意識の高い政治体制のもとで分断される被害者たちは、行動力が弱く、社会からの支持もあまり得られないということ、そして「苦海」からの脱出は容易ではないということです。以上です。

参考文献

- ・張玉林「蝕まれた土地－中国の工業化と農業・食糧安全」『中国21』26号、2007年。
- ・張玉林「自虐的發展：グローバル化と中国の環境問題」『季刊經濟理論』48巻3号、2011年。